



第 6 回研究会資料

- (1) 多文化共生の地域づくり P. 1
- (2) 多文化共生施策の推進体制の整備 P. 20
- (3) 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況 P. 31

令和 2 年 6 月 5 日
自治行政局国際室

(1) 多文化共生の地域づくり

「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）抜粋

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発

日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

イ. 多文化共生の拠点づくり

学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。

② 外国人住民の自立と社会参画

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築すること。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画を促進すること。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価し、表彰すること。

概要

2. 項目ごとの概要

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域における多文化共生の啓発

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる必要がある。

プランでは、多文化共生の意識啓発のため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会となるようなイベントの開催を施策の例として挙げている。

本事例集では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生やJETプログラム参加者などの人材の活用により地域における多文化共生の啓発を進めている事例を紹介する。

② 外国人住民の自立と社会参画

外国人住民は、支援される側と捉えられがちな一方、地域社会の一員として日本人住民とともに様々な活動に従事し、住民自治的な地域運営の円滑化にも大いに貢献しうる存在と捉えることもできる。

本事例集では、外国人住民の協力を得て地域における課題を的確に捉え、外国人住民の地域社会への積極的な参画を促した事例を紹介する。

③ 多文化共生に関わる体制づくり

地方自治体の各部署において、外国人住民に対しても必要な行政サービスを提供していくことが求められる中、外国人を地域社会の一員として捉える多文化共生の考え方は、多文化共生担当部局に特化したものではなく、地方自治体全体において広く共有されていくべきものである。

さらに、外国人住民に対する行政サービスに際しては、人材の有効活用や、包括的な支援を可能とする体制整備など、サービスの提供方法にも工夫を凝らす必要があると考えられる。

本事例集では、地方自治体における多文化共生を担う組織・人材づくりや職員への多文化共生の意識の浸透についての事例を紹介する。

概要

2. 項目ごとの概要

(4) 地域活性化やグローバル化への貢献

① 地域活性化への貢献

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在である。

外国人住民を支援の対象として捉えるだけではなく、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、ひいては地域の活性化へつなげていくことは、まちづくりに関し有効なアプローチであろう。

本事例集では、外国人住民が主体となるような活動を通じて、地域の活性化に貢献している事例を紹介する。

② グローバル化への貢献

人や商品、資本、情報などのグローバルな動きを、地域の活性化のために積極的に取り込んでいこうとする地方自治体も増えている。地域のグローバル化においては、国や文化の壁を越えて活動し、その多様性を尊重し合いながら活かしていくことが求められる。

本事例集では、インバウンド観光の需要の発掘により、地域の価値を再発見した事例や、留学生をはじめとする外国人の活躍を通じて、人や企業のグローバルな交流を推進した事例などを紹介する。

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会における多文化共生の啓発

- ・東京都人権施策推進課 『人権啓発動画「外国人の人権」の配信』(P.115)
- ・(公財)愛知県国際交流協会 『コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～』(P.117)
- ・周南市観光交流課 『周南市国際交流サロン等運営事業』(P. 119)
- ・サークル・タイム(Circle Time) 『英語での読み聞かせサークル』(P.121)

② 外国人住民の自立と社会参画

- ・(公財)宮城県国際化協会、(公財)山形県国際交流協会宮城・山形 『定住外国人エンパワメント・カレッジ』(P. 125)
- ・川口市協働推進課、芝園団地自治会 『外国人住民生活情報伝達モデル事業』(P.127)
- ・(公財)大阪国際交流センター 『外国人コミュニティ連携事業』(P.129)

③ 多文化共生に関わる体制づくり

- ・浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課 『在住外国人のメンタルヘルス相談事業』(P.133)
- ・広島県国際課 『多文化共生市町担当職員研修』(P.135)

(4) 地域活性化やグローバル化への貢献

① 地域活性化への貢献

- ・石川県国際交流課 『留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー』(P.139)
- ・(一財)グローバル人財サポート浜松 『多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト』(P.141)
- ・滋賀県国際室 『Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)』(P.143)

② グローバル化への貢献

- ・(株)NAC 『通年アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現』(P.149)
- ・(株)商輪 『留学生ドラフト会議』(P.151)
- ・別府市文化国際課 『別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業』(P.153)

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(3) 多文化共生の地域づくり

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

【具体的施策】

(略)

- 地方公共団体等において活躍したいと望む在外の親日外国人材と地方公共団体等のニーズ(地方創生業務)に対する円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となるよう包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、外務省、法務省〕《施策番号52》

(略)

定住外国人が主体的に担い手となっている地域における多文化共生の事例

- 「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)に記載しているコミュニケーション支援、生活支援等について、定住外国人が主体的に担い手となっている事例がある。

| 分類 | 人材・事例 | 概要 |
|----------------------|------------------------------|--|
| コミュニケーション 支援・生活支援 | カブレホス セサル氏 (ランゲージワン(株)社員) | <ul style="list-style-type: none"> ・ペルー出身。来日後、幼少期より南米コミュニティで周囲の通訳支援を行う ・通訳会社に就職し、電話通訳者として活躍 |
| | 山浦 育子氏 (荒川区職員) | <ul style="list-style-type: none"> ・中国出身。留学生として来日後、結婚・育児を経て、小中学校での国際理解授業・日本語指導員、国際交流協会の中国語相談員を経験 ・現在は、日本語教育等の支援事業の企画・運営を担う |
| | NPO法人 フィリピンナガイサ (静岡県浜松市) | <ul style="list-style-type: none"> ・在住フィリピン人を対象に日本語教室、日常生活に必要な情報提供を実施 ・在住フィリピン人女性が中心となって運営し、講師もフィリピン人が務める |
| | NPO法人 NO BORDERS (群馬県太田市) | <ul style="list-style-type: none"> ・日系ブラジル人有志が設立し、日系人の子どものために日本語・教科学習の支援を実施 ・町内の高齢者施設への訪問や夏祭り参加など、日系人の子どもたちと地域社会との交流の機会も設けている |
| コミュニティ活動・ 地域活動 | 総社市外国人防災リーダー | <ul style="list-style-type: none"> ・19名(ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベトナム1名)の外国人防災リーダーが、“支援する側”として活動 ・訓練・研修参加、多言語防災カード作成、西日本豪雨災害時の救助活動等を実施 |
| | NPO法人 ABT豊橋ブラジル 協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ブラジル人の自助組織として設立 ・日本語教室・母語教室、相談業務、日本人向けポルトガル語教室等を実施するほか、インターネットラジオを運営 |

定住外国人が主体的に担い手となっている地域における多文化共生の事例

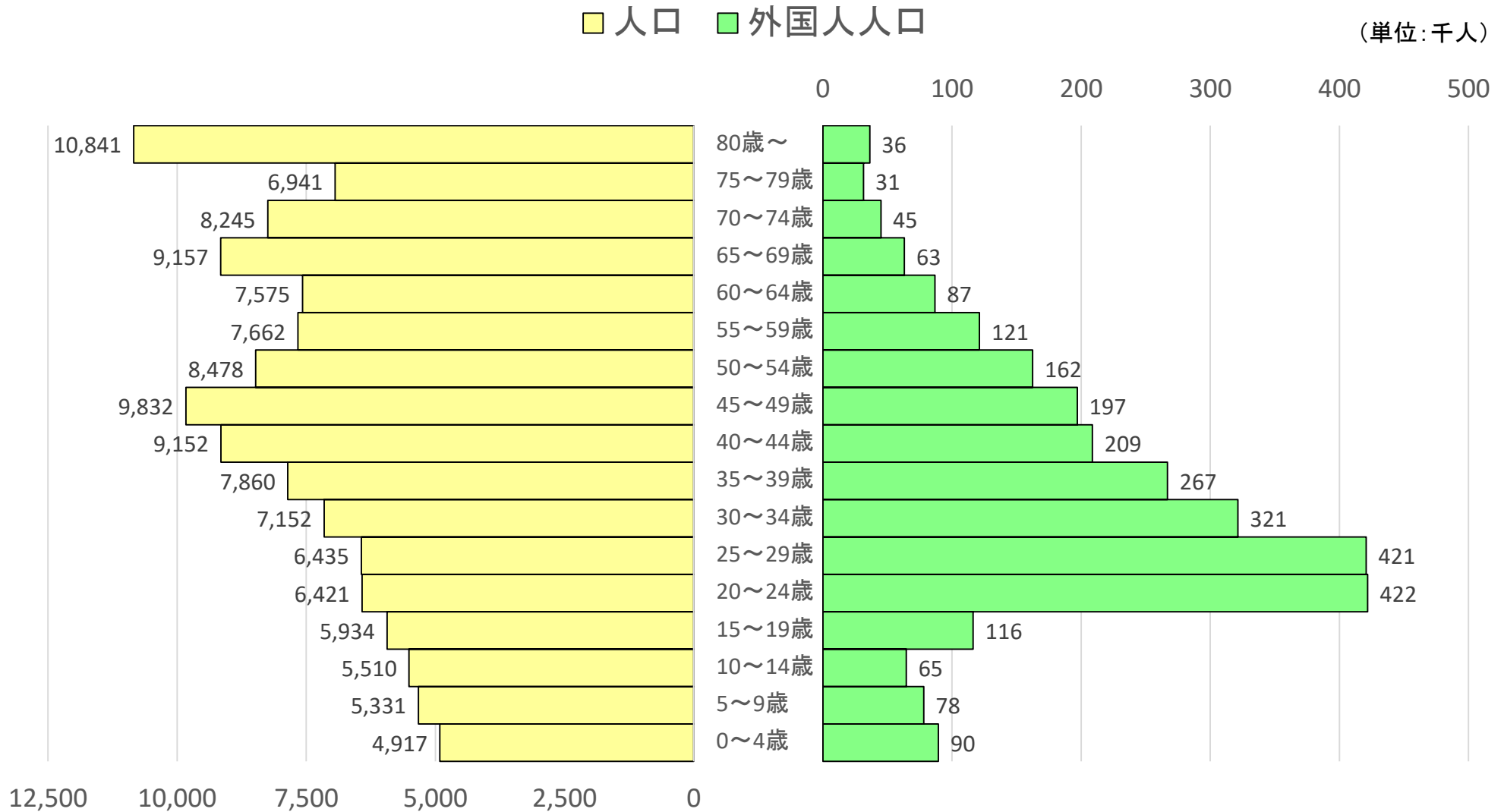
○ 定住外国人が、自らの強みを活かして、地域活性化の担い手となる特徴的な事例も出てきている。

| 分類 | 人材・事例 | 概要 |
|----------|---|---|
| 起業 | 阿部 梅子氏 (有)うめちゃんキムチ本舗代表取締役) | <ul style="list-style-type: none"> ・韓国出身。山形県朝日町(現鶴岡市)の農家に嫁ぐ ・地元料理コンテスト受賞をきっかけに、キムチの生産販売を開始 ・販路拡大とともに、外国人配偶者を雇用 |
| 日本文化の継承 | フィリップ ハーパー氏 (木下酒造(有)常務取締役) | <ul style="list-style-type: none"> ・英国出身、JETとして来日。奈良、大阪、茨城で酒造りの修行を積んだ後、木下酒造(京都府京丹後市)で社務を務める |
| | アレックス カー氏 (東洋文化研究者) | <ul style="list-style-type: none"> ・米国出身。徳島県祖谷の古民家を拠点に、京都の町家再生や日本全国の古民家再生をプロデュースする |
| インバウンド | ロス フィンドレー氏 (株)NAC代表取締役) | <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア出身。来日後スキーのインストラクターとなる ・倶知安町移住後、会社を設立し、通年型アウトドア体験観光を事業化 |
| | クルト 巖蔵氏 (高野山無量光院僧侶) | <ul style="list-style-type: none"> ・スイス出身。仏・独・英・伊の各国語で、高野山の曼荼羅、仏像、ふすま絵、精進料理、仏教行事等を解説し、魅力を紹介 |
| | ポール クリスティー氏 (Walk Japan CEO 兼 The Japan Travel Company (株)代表取締役社長) | <ul style="list-style-type: none"> ・英国出身。日・英の企業勤務を経て、大分県国東半島を中心に活動。民家、田畑・森林等の再生を手がける。Walk Japan 代表として同社の提供するツアーを通じて、訪日観光客に知られざる日本を紹介 |
| 留学生 | 石川県 留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の視点から見た地域の魅力を発信するモニターツアーを開催 ・留学生、JET参加者が参加して、ツアー後、SNS等を通じて魅力を発信 |
| 地域おこし協力隊 | カン ユンス氏 (岡山県真庭市 元隊員) | <ul style="list-style-type: none"> ・韓国出身。クラウドファンディングを活用し、空き家を改修して、外国人向け多国籍シェアハウスをオープン。滞在者と地域の交流事業も実施 |
| | ファビアン イザギレ氏 (栃木県鹿沼市 元隊員) | <ul style="list-style-type: none"> ・コスタリカ出身。愛知県内での映像制作経験を活かして、同市のプロモーション業務に従事 ・現在は、同市内で映像クリエイターとして独立・起業 |

【（3）多文化共生の地域づくり】

- ・ 近年の地方公共団体における具体的な取組を踏まえた記述について、検討する必要があるのではないか。
- ・ 平成29年に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。

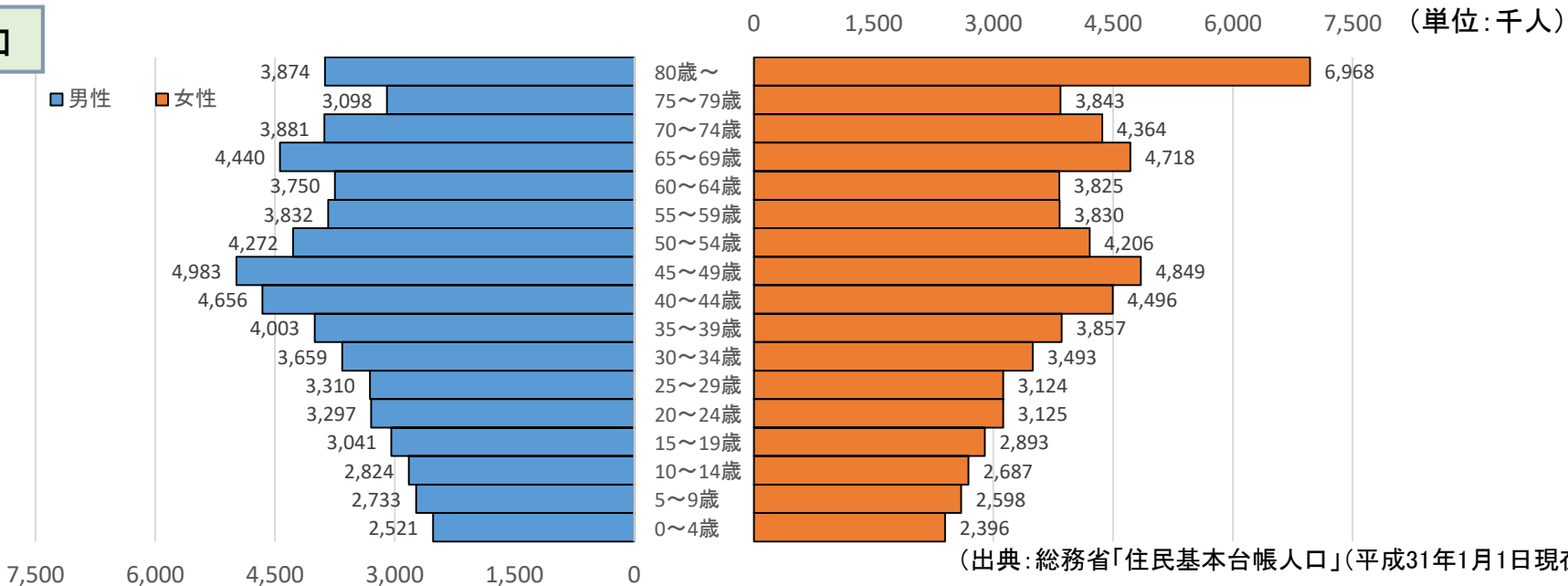
【参考】平成30年度（2018年度）における日本の人口及び外国人人口の年齢別比較



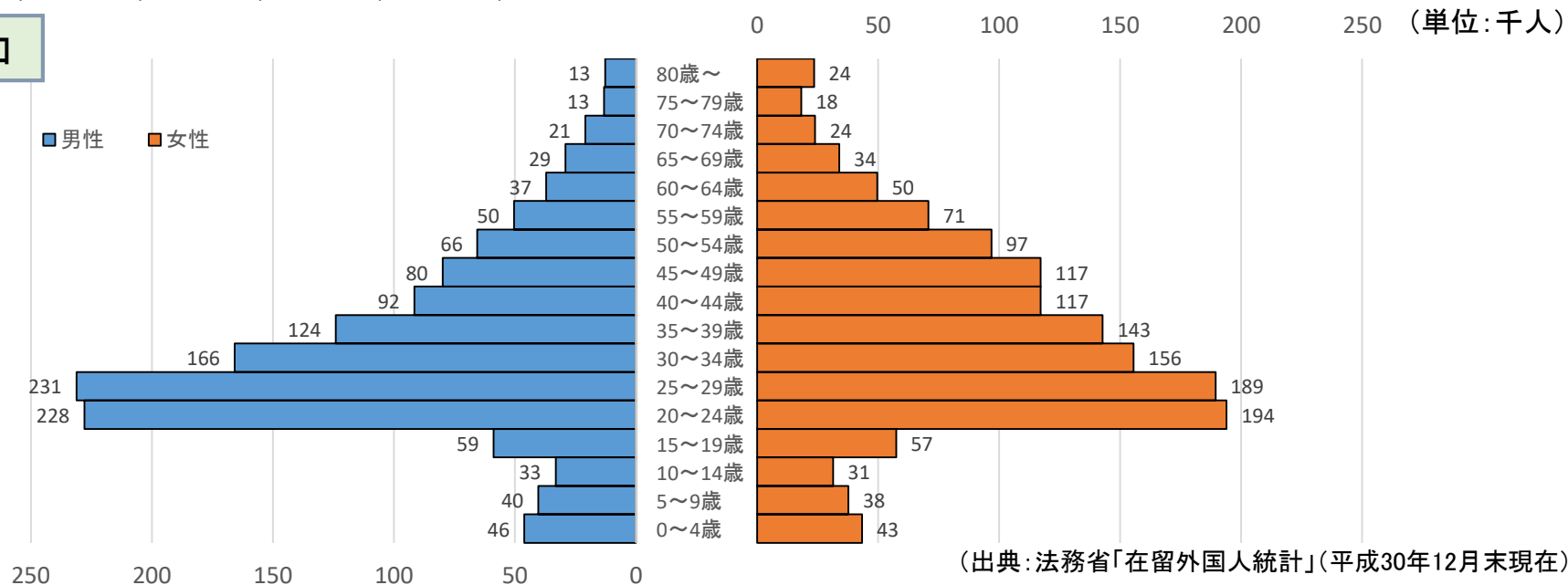
(注)人口については、総務省「住民基本台帳人口」を基に、平成31年1月1日現在の数値である。
外国人人口については、法務省「在留外国人統計」を基に、平成30年12月末現在の数値である。

【参考】平成30年度（2018年度）日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

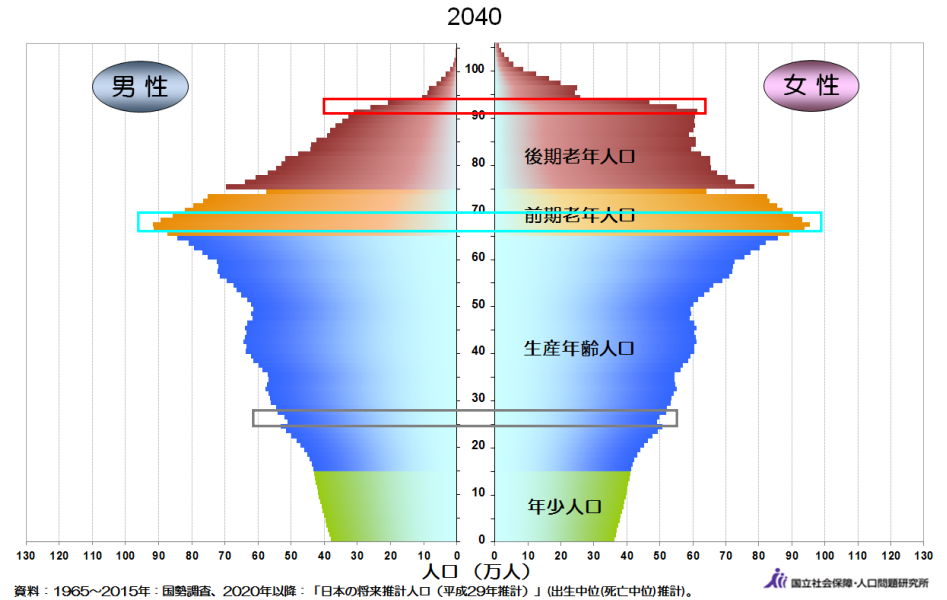
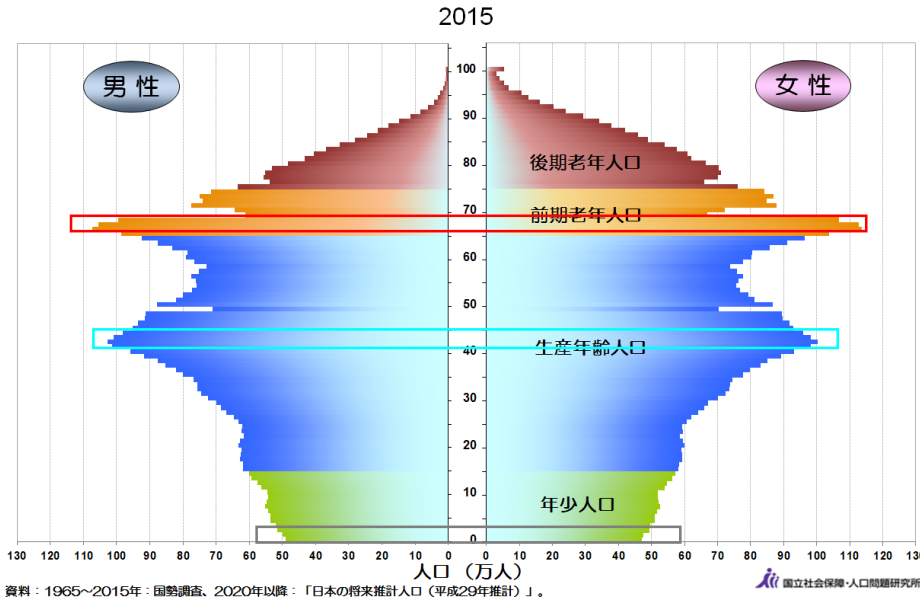
日本の人口



外国人人口



- 2040年には、団塊の世代(出生数 260~270万人/年)及び団塊ジュニア世代(出生数 200~210万人/年)が高齢者となっており、我が国の人口ピラミッドはいわゆる棺おけ型になる。
- 近年の出生数は、年間100万人に満たない。2040年にはこの世代が20歳代となる。



出典: 「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

| | 出生数 | 2015年※1 | 2040年※1 |
|------------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 団塊の世代 1947~49年生まれ | 267.9万人 ~269.7万人 | 215.2万人 66~68歳 | 80.4万人 91~93歳 |
| 団塊ジュニア 1971~74年生まれ | 200.1万人 ~209.2万人 | 198.9万人 41~44歳 | 182.7万人 66~69歳 |
| 【参考】 2013~15年生まれ | 100.4万人 ~103.0万人 | 98.2万人 0~2歳 | 102.7万人※2 25~27歳 |

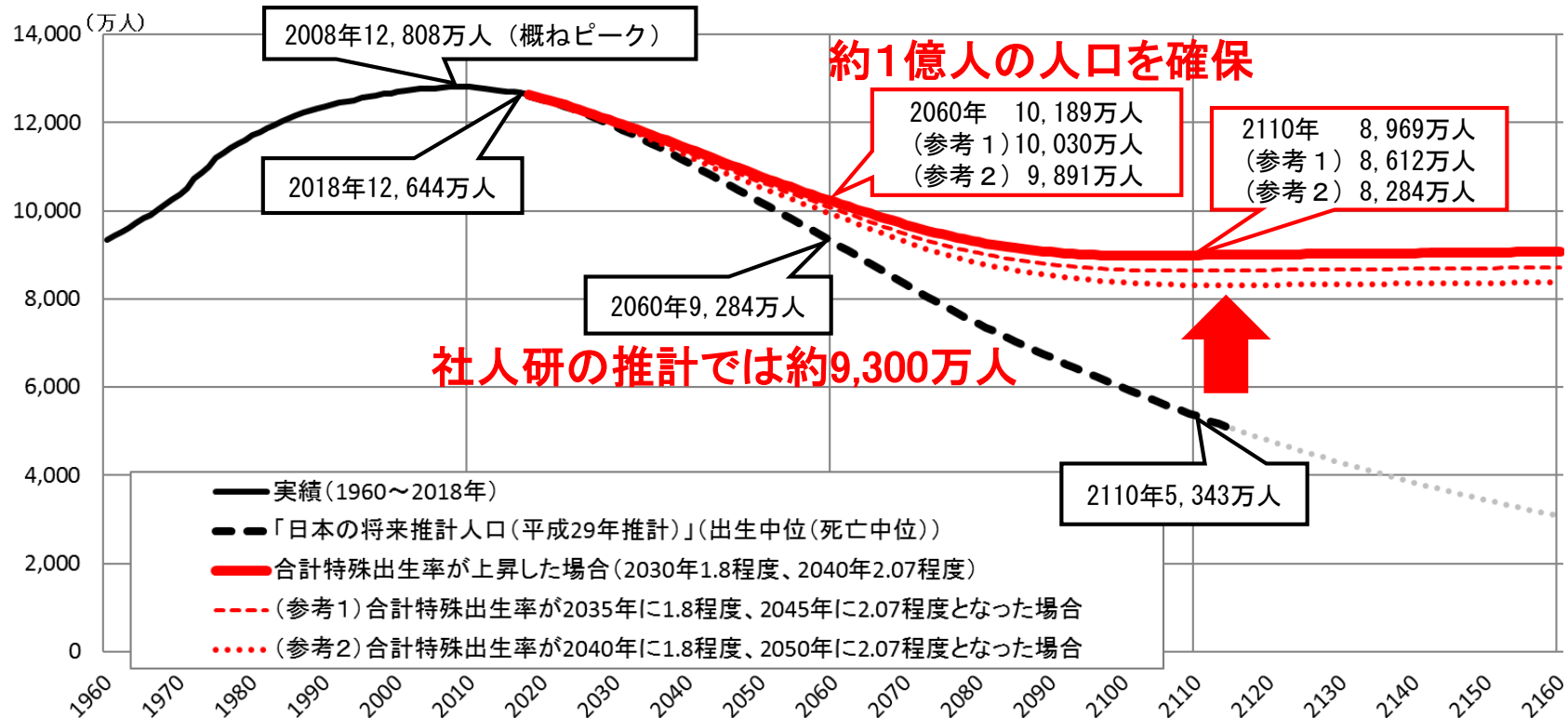
※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率(数)を仮定して推計を実施している。

出典: 出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)から作成

- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計^(注1)によると、**2060年の総人口は約9,300万人まで減少**。
- 仮に合計特殊出生率が上昇^(注2)すると、**2060年は約1億人の人口を確保**。
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、**将来の定常人口が約300万人少なくなると推計**。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

目指すべき将来

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○ 専門人材の確保・育成

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年）等

○ 結婚・出産・子育ての支援
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3等

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数、150団体
◆ 女性の就業率、82% 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域におけるSociety 5.0の推進
◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600団体・600件
○ 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60%

本論 第2期における地方創生

2. 項目ごとの概要

第2章 第2期における施策の方向性

【横断的な目標1】多様な人材の活躍を推進する

地方創生の取組は、これを担う人材の活躍によって、初めて実現される。地方創生の更なる推進に向けては、地方創生の基盤を成す多様な人材に焦点を当て、その活躍を推進することが重要である。

このため、多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、地方公共団体だけでなく、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に進める。

また、女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要である。こうした地域社会を実現するためには、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う体制づくりが重要であり、このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待される。

横1-2 誰もが活躍する地域社会の推進

(2) 地域における多文化共生の推進

近年、地方における外国人人口が増加している中、新たな在留資格として「特定技能」も創設され、地域における新たな担い手として、外国人材の更なる活躍が期待される。一方で、特定技能外国人の大都市圏等への集中の防止も図る必要がある。

このような状況を踏まえ、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域における新たな担い手として定着できるよう、外国人材に対する積極的な受入支援や共生支援を行うことが重要である。

このため、外国人材が地域の担い手として定着できるよう、外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人材の受入支援や共生支援などについて優良事例の収集・横展開を行うとともに、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を引き続き支援する。さらに、外国人材と地方公共団体の円滑なマッチング等を支援し、地方公共団体における外国人材の活躍を促進する。

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。**「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

前身：ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- ▶ 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。

(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減 (目標①) やHIV・マラリア対策 (同⑥) 等を達成。
 - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減 (同④、⑤) は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

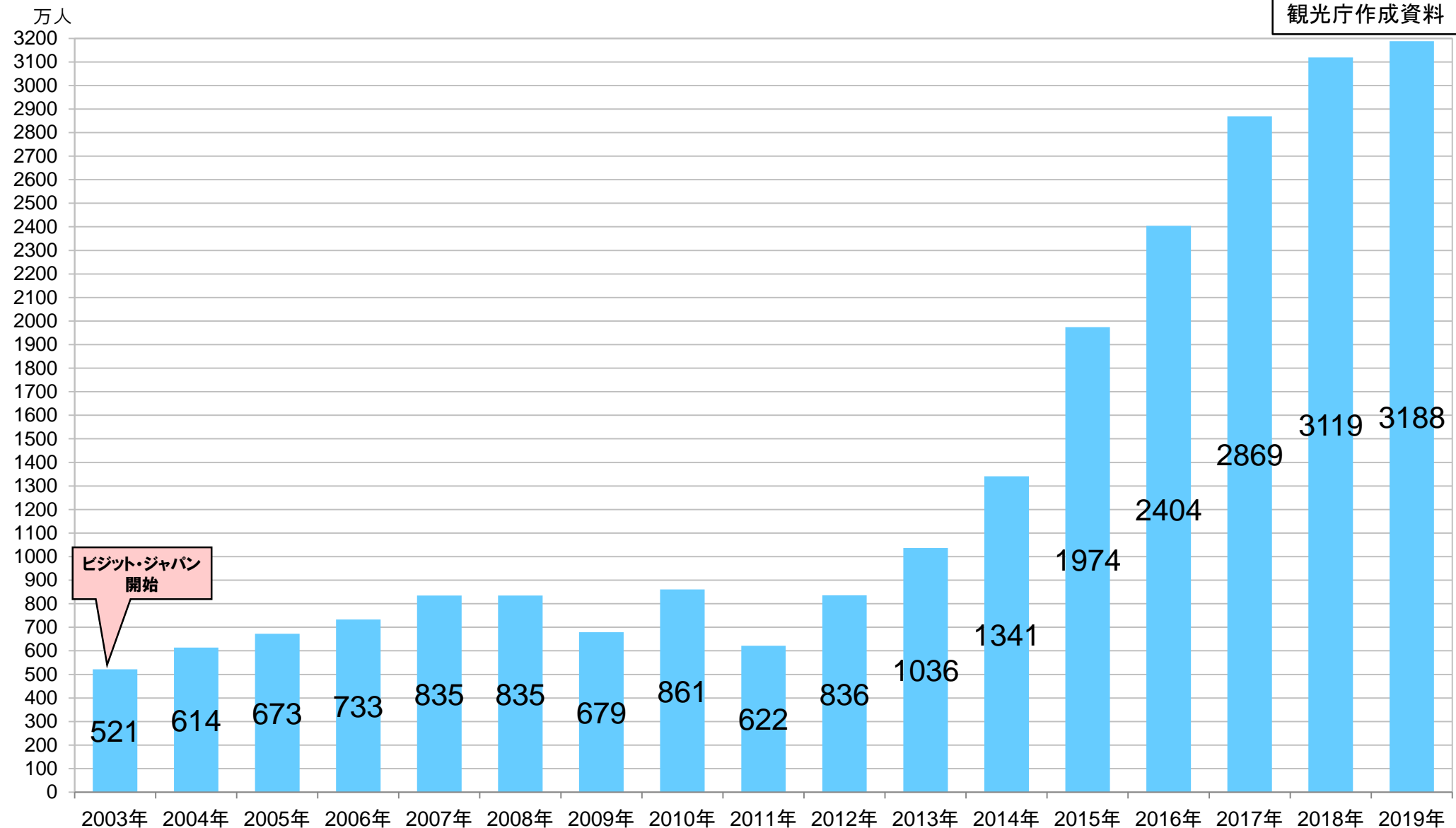
人権

平和

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

| | |
|--------------------------|---|
| 目標1 (貧困) | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 |
| 目標2 (飢餓) | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 |
| 目標3 (保健) | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 |
| 目標4 (教育) | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 |
| 目標5 (ジェンダー) | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。 |
| 目標6 (水・衛生) | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 |
| 目標7 (エネルギー) | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 |
| 目標8 (経済成長と雇用) | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 |
| 目標9 (インフラ, 産業化, イノベーション) | 強靱(レジリエント)なインフラ構築, 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 |
| 目標10 (不平等) | 各国内及び各国間の不平等を是正する。 |
| 目標11 (持続可能な都市) | 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 |
| 目標12 (持続可能な生産と消費) | 持続可能な生産消費形態を確保する。 |
| 目標13 (気候変動) | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 |
| 目標14 (海洋資源) | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 |
| 目標15 (陸上資源) | 陸域生態系の保護, 回復, 持続可能な利用の推進, 持続可能な森林の経営, 砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 |
| 目標16 (平和) | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 |
| 目標17 (実施手段) | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 |

訪日外国人旅行者数の推移



注) 2018年以前の値は確定値、2019年の値は暫定値 %は対前年同月比

出典：日本政府観光局(JNTO)

(2) 多文化共生施策の推進体制の整備

「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）抜粋

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

(4) 多文化共生の推進体制の整備

① 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域の実情に応じて多文化共生の推進を所管とする担当部署を庁内に設置することや、外国人住民施策担当部局が中心となって、横断的な連絡調整を行い、各部局の連携が図られるようにすること。

② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

【市区町村の役割】

ア. 市区町村の役割

市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしなが、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこと。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市区町村レベルでどのようなソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

【都道府県の役割】

ア. 都道府県の役割

都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、市区町村レベルの対応を促進すること。

その際、広域の地方公共団体として、市区町村との役割分担を明確にしつつ、市区町村との情報共有の上、通訳者などの専門的人材育成やモデル事業の実施などの取組を推進すること。

イ. 各主体の連携・協働

都道府県の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、都道府県レベルでどのようなソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

II 施策

3 生活者としての外国人に対する支援

(3) 多文化共生の地域づくり

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

【具体的施策】

(略)

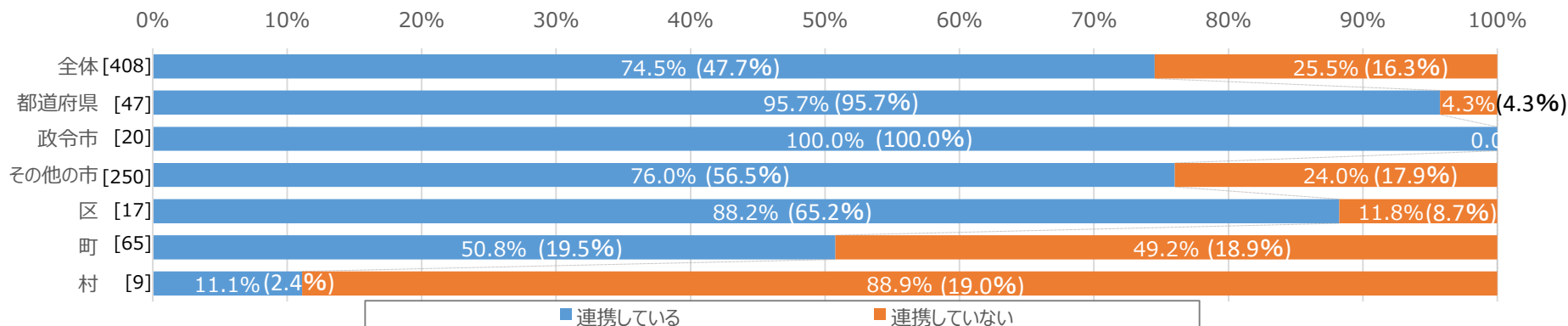
- 地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号51》

(略)

地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

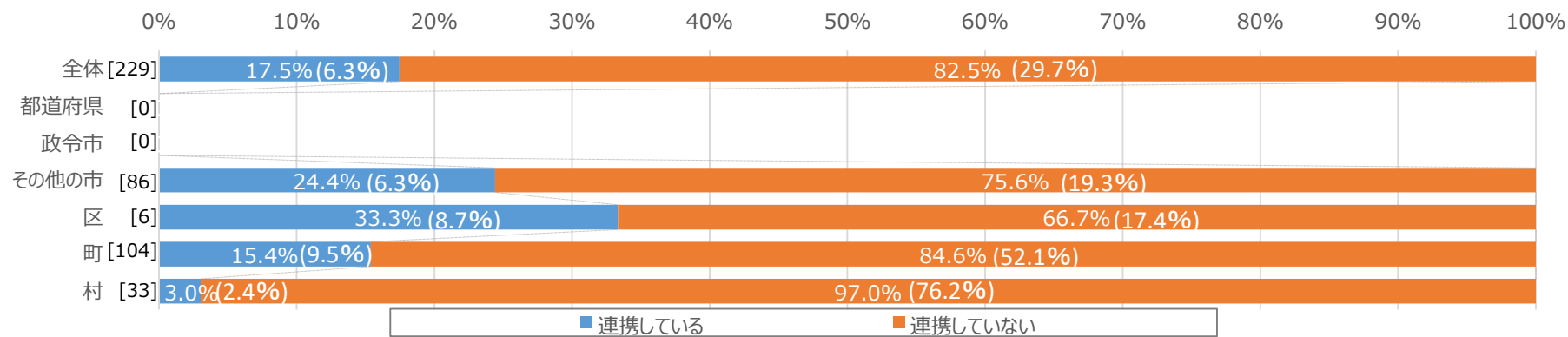
〔「多文化共生推進に係る担当部署の設置状況」及び「部局・関係機関間の連携状況」〕

担当部署を設置している(担当者の配置を含む。)



※連携の内容
指針等の策定・進捗確認、関連施策の取りまとめ、会議開催、多言語化推進等

担当部署を設置していない

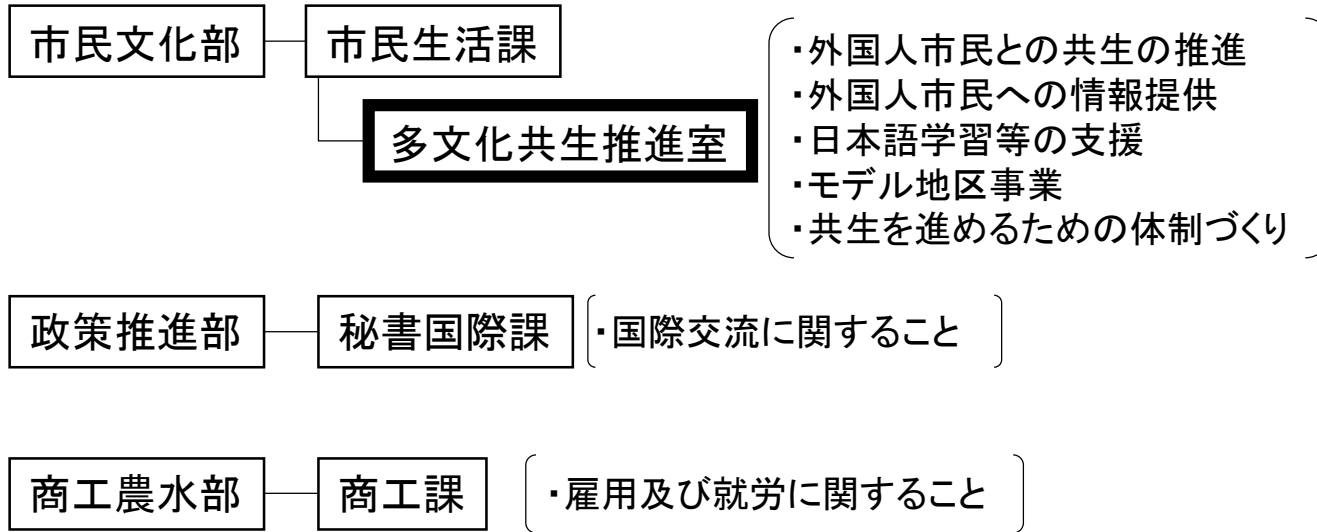


注 図中の[]は回答数、()は都道府県・市区町村の区分全体に占める割合

※令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い572市区町村(計639団体)を対象に実施したアンケート調査を基に作成

地方公共団体における多文化共生担当部署設置の事例（四日市市）

（外国人関連施策を所掌する主な組織）



（多文化共生推進室が庁内外の連携上果たしている役割）

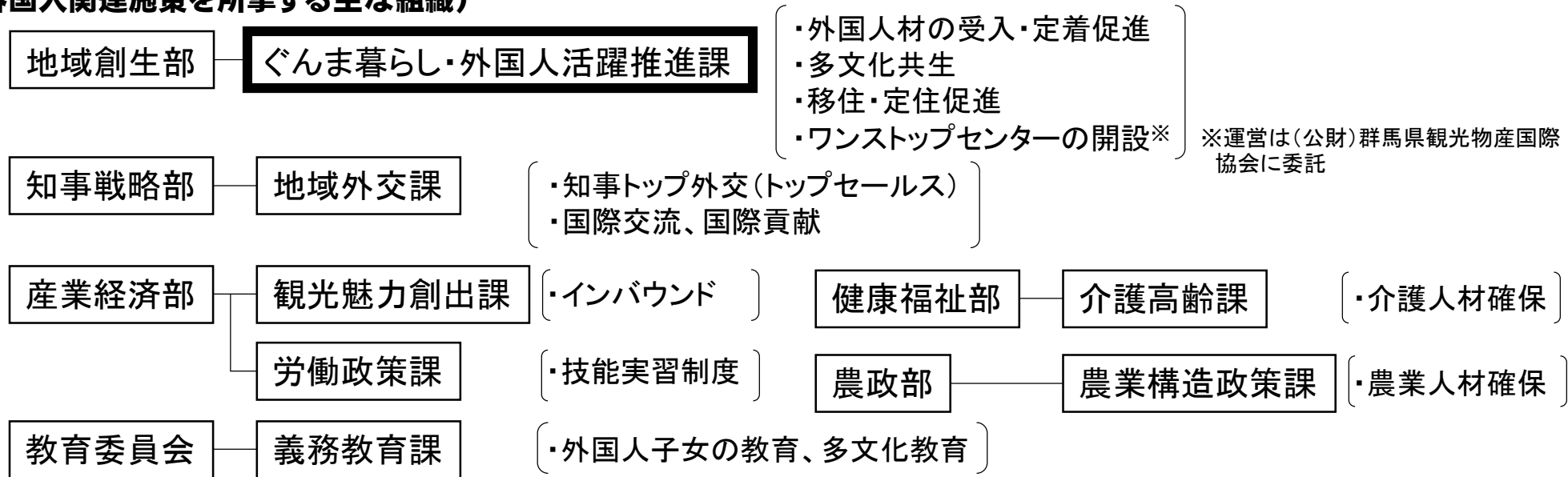
| 庁内における連携 | 庁外との連携 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生推進本部（部長級。本部長：副市長）、同幹事会（課長級）を開催し、情報共有 ○職員研修を実施し、多文化共生の意識を醸成 ○その他、多文化共生プランの取組を中心に部署間の連携を推進（イベント開催、翻訳、通訳、協議や会議への参加等） | <ul style="list-style-type: none"> ○窓口が明確化したことで、住民が相談等しやすい環境 ○多文化共生推進協議会（ハローワーク、商工会議所、警察、自治会、外国人市民等）を開催し、情報共有 ○外国人市民を雇用している企業等を訪問し、雇用の状況や日本語教育の状況等を情報交換 |

【多文化共生推進室設置の経緯】

- ・平成16年、製造業に従事する南米出身の日系外国人が多数居住（平成18年：20%超）する笹川地区に、住民に身近な場所で多文化共生を推進する拠点施設として、「四日市市国際共生サロン（現多文化共生サロン）」を設置。
- ・地域住民からの要望もあり、少子高齢化の中で「外国人市民も参画する地域づくりをやっていきたい」ということで、平成23年に笹川地区を多文化共生モデル地区として位置付けるとともに、多文化共生推進室を新設。

地方公共団体における多文化共生担当部署設置の事例（群馬県）

（外国人関連施策を所掌する主な組織）



（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課が庁内外の連携上果たしている役割）

| 庁内における連携 | 庁外との連携 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進 ○「受入」「多文化共生」それぞれ関係所属と連携して施策の調整等 | <ul style="list-style-type: none"> ○外国人との新たな共生推進会議やワンストップセンターなど外国人等の声を聴く仕組みづくり ○県内企業・事業者と外国人材の採用マッチング支援等、外国人材の円滑な受入れ ○ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会と協定を結んだ医療機関等への医療通訳の派遣等、生活者としての外国人支援 |

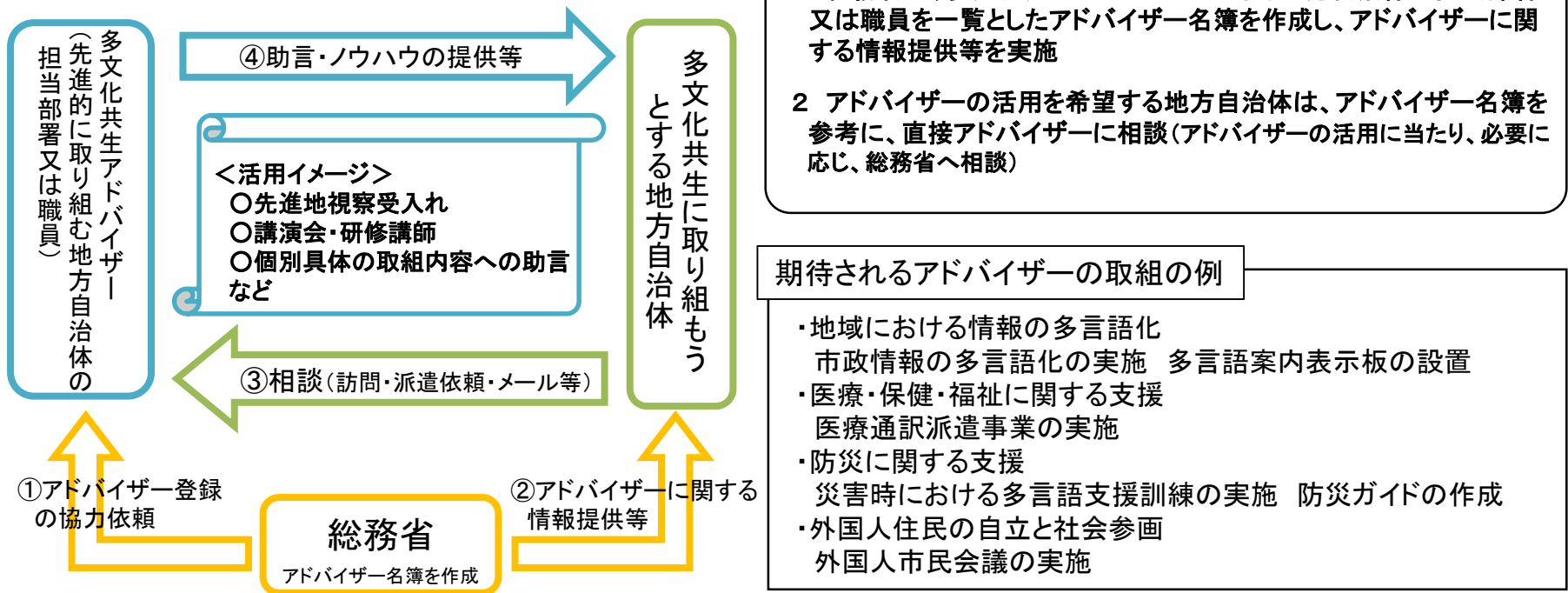
【ぐんま暮らし・外国人活躍推進課設置の経緯】

- ・平成31年に、「特定技能」の創設に伴う環境整備を行う必要性から外国人活躍推進課を設置。
- ・令和2年に、移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進するため、移住定住促進、外国人受入促進、多文化共生推進等を一元化してぐんま暮らし・外国人活躍推進課を創設。

多文化共生アドバイザー制度の概要について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録。
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、「多文化共生アドバイザー」を通して先進的な取組事例に基づく助言やノウハウの提供等を受けることが可能となる。

活用の流れ(イメージ)



※多文化共生アドバイザー制度の活用に要する経費について特別交付税措置(R元新規:市町村分)

- 市町村の多文化共生アドバイザーの活用に要する以下の経費が**特別交付税措置対象**
 - ①多文化共生アドバイザーの受入に係る旅費・謝金、②講演会や研修の開催に係る車両・会場借上費、印刷製本費、消耗品費、
 - ③多文化共生アドバイザーへの訪問に係る旅費、④その他、多文化共生アドバイザーの活用に要する経費

多文化共生アドバイザー（平成31年4月 登録）

○登録アドバイザー・・・37件 うち、部署登録34件、個人登録3件

| No. | 登録種別 | 都道府県 | 部署名 | 氏名 |
|-----|------|------|-------------------------------------|-------------|
| 1 | 部署 | 北海道 | 帯広市市民活動部親善交流課 | |
| 2 | 部署 | 岩手県 | 岩手県地域政策部国際室 | |
| 3 | 部署 | 岩手県 | 北上市まちづくり部生涯学習文化課 | |
| 4 | 部署 | 宮城県 | 仙台市文化観光局交流企画課 | |
| 5 | 部署 | 山形県 | 山形県観光文化スポーツ部 インバウンド・国際交流推進課国際交流室 | |
| 6 | 部署 | 茨城県 | 常総市市長公室市民と共に考える課 | |
| 7 | 部署 | 群馬県 | 太田市企画部交流推進課 | |
| 8 | 部署 | 群馬県 | 邑楽郡大泉町企画部多文化協働課 | |
| 9 | 部署 | 埼玉県 | 埼玉県県民生活部国際課 多文化共生・NGO担当 | |
| 10 | 部署 | 埼玉県 | 川口市市民生活部協働推進課多文化共生係 | |
| 11 | 部署 | 千葉県 | 船橋市市長公室国際交流課 | |
| 12 | 個人 | 千葉県 | 船橋市市長公室国際交流課 | 課長 高橋 伸行 |
| 13 | 部署 | 東京都 | 東村山市市民部市民相談・交流課 | |
| 14 | 部署 | 神奈川県 | 神奈川県国際文化観光局国際課 | |
| 15 | 部署 | 神奈川県 | 相模原市総務局渉外部 シティセールス・親善交流課 | |
| 16 | 部署 | 神奈川県 | 横須賀市渉外部国際交流課 | |
| 17 | 部署 | 神奈川県 | 藤沢市企画政策部人権男女共同平和課 | |
| 18 | 部署 | 神奈川県 | 厚木市協働安全部市民協働推進課 | |
| 19 | 部署 | 神奈川県 | 大和市文化スポーツ部 国際・男女共同参画課 | |

| No. | 登録種別 | 都道府県 | 部署名 | 氏名 |
|-----|------|------|----------------------------------|----------------------|
| 20 | 部署 | 新潟県 | 長岡市国際交流センター | |
| 21 | 部署 | 岐阜県 | 岐阜県外国人活躍・共生社会推進課 | |
| 22 | 部署 | 岐阜県 | 岐阜市市民参画部国際課 | |
| 23 | 部署 | 岐阜県 | 大垣市まちづくり推進課 多文化共生推進グループ | |
| 24 | 部署 | 岐阜県 | 美濃加茂市市民協働部地域振興課 | |
| 25 | 部署 | 岐阜県 | 可児市市民部人づくり課 | |
| 26 | 部署 | 静岡県 | 静岡市男女参画・多文化共生課 | |
| 27 | 部署 | 浜松市 | 浜松市企画調整部国際課 | |
| 28 | 部署 | 愛知県 | 愛知県県民文化局県民生活部 社会活動推進課多文化共生推進室 | |
| 29 | 部署 | 愛知県 | 豊橋市市民協創部多文化共生・国際課 | |
| 30 | 部署 | 愛知県 | 知多市市民生活部市民協働課 | |
| 31 | 部署 | 京都府 | 京都市総合企画局国際化推進室 | |
| 32 | 部署 | 兵庫県 | 西宮市市長室秘書課 | |
| 33 | 部署 | 和歌山県 | 和歌山県国際課 | |
| 34 | 個人 | 広島県 | 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 | 多文化推進員 明木 一悦 |
| 35 | 部署 | 徳島県 | 徳島県商工労働観光部 国際課国際交流・旅券担当 | |
| 36 | 個人 | 大分県 | 豊後高田市商工観光課 | 総括主幹兼商工労政係長 持山 弘太 |
| 37 | 部署 | 鹿児島県 | 鹿児島市危機管理局危機管理課 | |

多文化共生アドバイザー制度の課題と今後の対応策について

課題

- ・ 令和元年度において、地方自治体がアドバイザーに派遣依頼等を行なった実績は30団体42件と一定あるものの、多文化共生アドバイザーとして依頼等を行っていないと思われるケースもあり、多文化共生アドバイザー制度が十分に周知・活用されているとは言い難い。
- ・ 37アドバイザーのうち活動実績があるのは9アドバイザー（茨城県常総市、群馬県邑楽郡大泉町、埼玉県、千葉県船橋市高橋氏、岐阜県可児市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市、広島県安芸高田市明木氏、大分県豊後高田市持山氏）と、特定のアドバイザーに視察及び派遣要請が集中している。

課題を踏まえた 今後の対応策の検討

- アドバイザー制度をより活用しやすくするため、少なくとも各都道府県に1アドバイザーを登録する等、アドバイザー数の充実を図ってはどうか。
- アドバイザー名簿について、アドバイザーが横展開できる取組事例をよりわかりやすく記載するとともに、地財措置も含めたアドバイザー制度の概要資料を作成し、地方自治体に対し改めて周知を図ってはどうか。

多文化共生アドバイザー制度の創設経緯 (1/2)

「多文化共生の推進に関する研究会報告書2018」(2019年(平成31年)3月)【抜粋】

(3) 多文化共生に関するアンケート調査

④ 先進的な取組の共有について

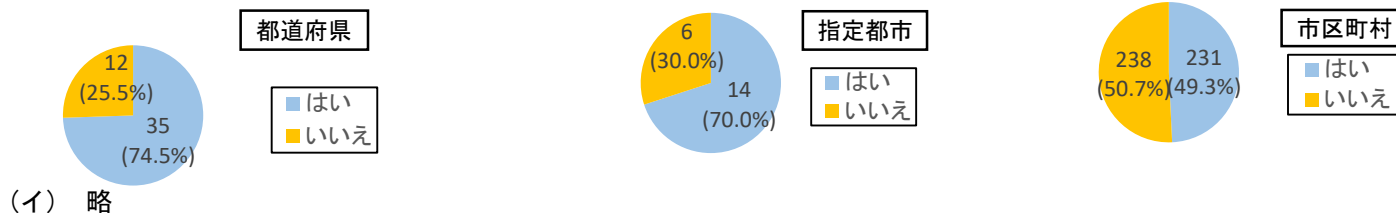
・共有手法について

先進的な取組の共有手法として、「(ア)先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度」の活用(中略)に対する意向調査を行った。その結果は以下のとおりである。

多文化共生に関して先進的な取り組みの共有の手法について

(ア) 先進的な取り組みを行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度があれば、活用したいと思いますか。

都道府県 n=47
指定都市 n=20
市区町村 n=469



「(ア)先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度」については、都道府県・指定都市で7割程度の団体で、市区町村では5割程度の団体で活用の意向が示され(中略)、地方自治体において先進的な取組の共有に関するニーズが高いことがわかる結果となっている。

(中略)

3 多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法

総務省では、これまで「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及などを通じて、地域における多文化共生施策の推進を図ってきたが、前述のアンケート調査の結果でも示されているとおり、先進的な取組の共有に対する地方自治体のニーズは高く、今後、先進的な地方自治体の取組事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくことが求められている。そこで、本研究会では、多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、多文化共生に先進的に取り組む地方自治体からの助言や情報共有を促進するアドバイザー制度の創設や、地方自治体が情報共有等を行うための会議の開催に係る仕組みや運用方法等について議論を行った。

多文化共生アドバイザー制度の創設経緯 (2/2)

「多文化共生の推進に関する研究会報告書2018」(2019年(平成31年)3月)【抜粋】

(1) 多文化共生アドバイザー

多文化共生の取組を更に推進していくに当たり、これまで先進的に取り組んできた地域の取組を参考としていくことが大切であり、多文化共生に先進的に取り組む地方自治体からの助言やサポートを一層促進するため、以下のとおり「多文化共生アドバイザー」制度の検討を行った。

<多文化共生アドバイザーの対象>

多文化共生施策に先進的に取り組む地方自治体の担当部署又は職員を対象とする。

なお、募集方法としては、総務省から各都道府県に対して照会し、都道府県又は域内市区町村の担当部署又は職員の推薦結果を踏まえ、多文化共生アドバイザーとして登録することが想定される。

<データベースの作成>

多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方自治体の参考となるよう、総務省は、アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供を行う。

アドバイザー名簿に掲載する情報としては、部署名(又は氏名)、所属、所属団体の基礎情報のほか、主な対応分野を基本とする。主な対応分野については、前述のアンケート調査の結果を踏まえ、「多言語による情報提供」「教育」「防災」などを含むものとする。

<活用の流れ>

多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、総務省が作成するアドバイザー名簿を参考にして相談(相手団体への訪問、職員の派遣依頼、メールや電話での問い合わせ等)を行うこととする。なお、アドバイザーの活用にあたっては、必要に応じ、総務省に対して相談を行うことができる。また、アドバイザーの活用実績については、総務省で蓄積され、全国の地方自治体に共有されるとともに、アドバイザーの活用促進につなげていくことが期待される。

(以下略)

➡ 研究会での議論を踏まえ、
平成31年4月に総務省において多文化共生アドバイザー制度を創設。

(3) 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況（令和2年4月現在）

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

（団体数、％）

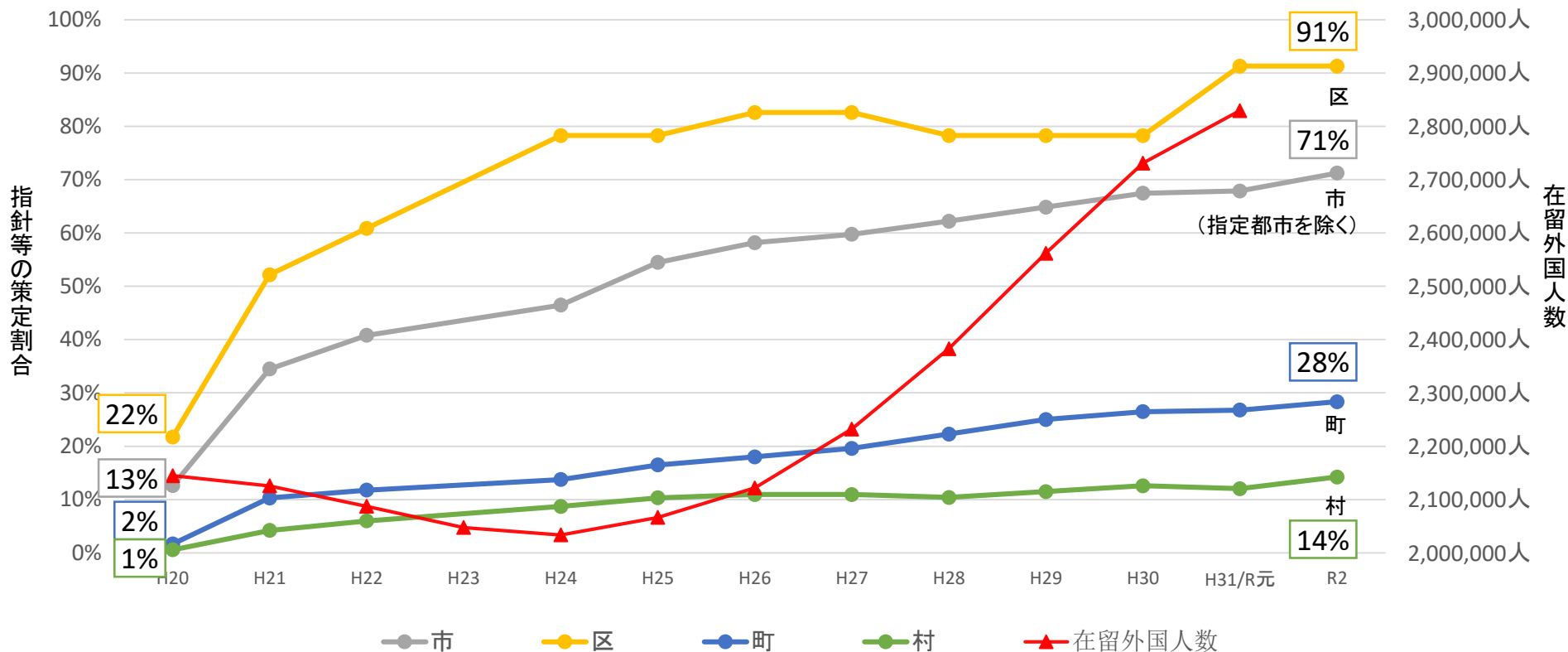
| 回答 | 都道府県 | 指定都市 | 市 （指定都市除く） | 区 | 町 | 村 | 計 |
|-------------------------------------|----------|----------|---------------|----------|-----------|-----------|------------|
| 策定している | 47（100%） | 20（100%） | 550（71%） | 21（91%） | 210（28%） | 26（14%） | 874（49%） |
| 1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している | 19（40%） | 9（45%） | 76（10%） | 8（35%） | 3（0%） | 0（0%） | 115（6%） |
| 2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている | 19（40%） | 9（45%） | 56（7%） | 3（13%） | 8（1%） | 0（0%） | 95（5%） |
| 3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている | 9（19%） | 2（10%） | 418（54%） | 10（43%） | 199（27%） | 26（14%） | 664（37%） |
| 策定していない | 0（0%） | 0（0%） | 222（29%） | 2（9%） | 533（72%） | 157（86%） | 914（51%） |
| 4.策定していないが、今後策定の予定がある | 0（0%） | 0（0%） | 29（4%） | 2（9%） | 24（3%） | 5（3%） | 60（3%） |
| 5.策定しておらず、今後策定の予定もない | 0（0%） | 0（0%） | 193（25%） | 0（0%） | 509（69%） | 152（83%） | 854（48%） |
| 計 | 47（100%） | 20（100%） | 772（100%） | 23（100%） | 743（100%） | 183（100%） | 1788（100%） |

（注）令和2年4月総務省自治行政局国際室調査による。（令和2年4月1日現在）

（注）回答率100%

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移

○ 平成20年以後、市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定が進んできているが、町村においては未策定の団体も少なくない。



注1 策定状況は各年4月1日現在

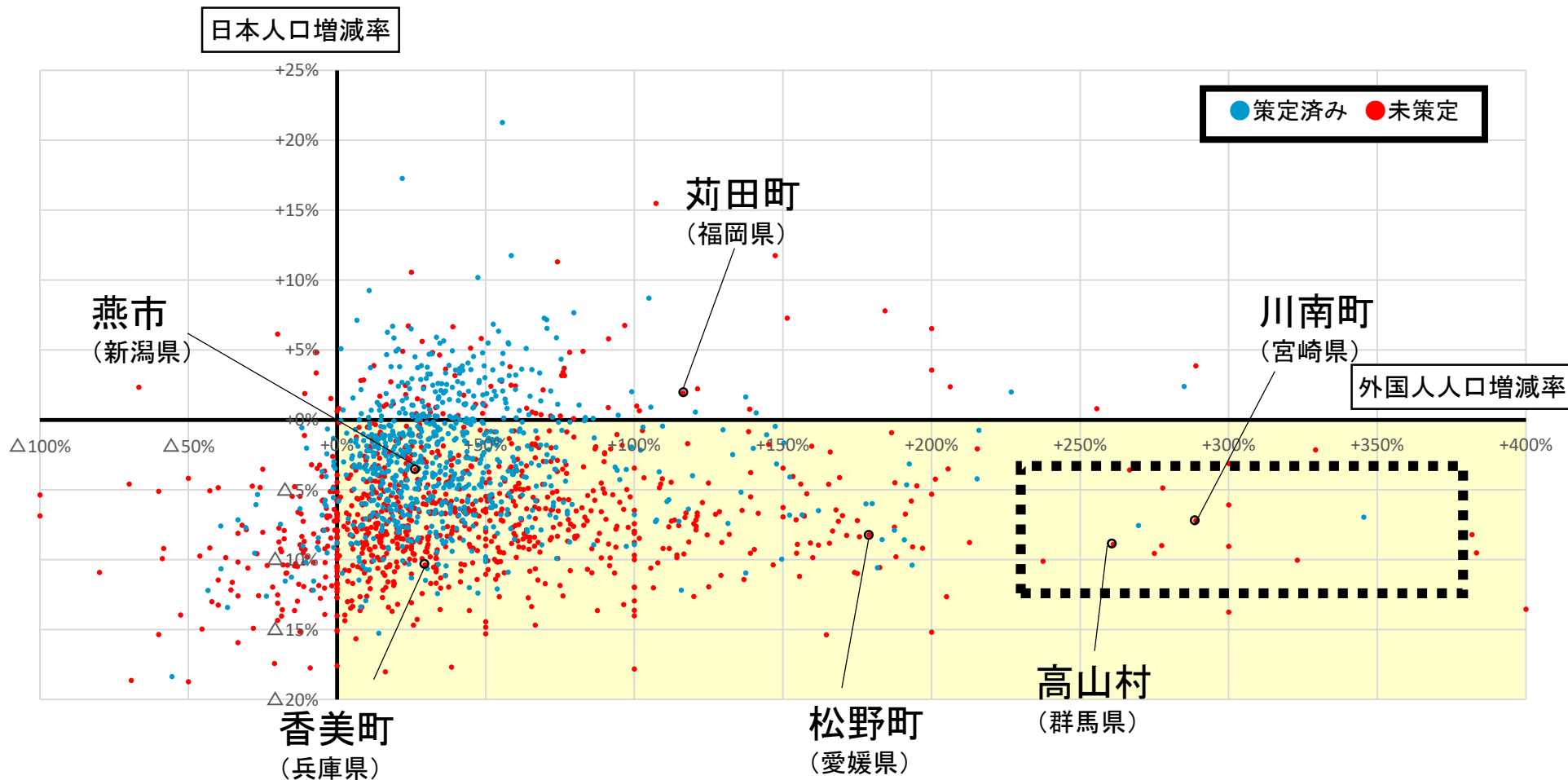
注2 H23は東日本大震災のため、調査未実施

注3 平成20年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

注4 H31/R元の在留外国人数は、令和元年6月末現在の数値

地方公共団体の日本人人口増減率・外国人人口増減率と指針等策定状況（H31・H26比較）

- 指針等が未策定の地方公共団体の多くは、日本人人口が減少する一方、外国人人口が増加している。こうした傾向は今後も続くことが見込まれ、指針等を策定する必要性は高まっていくものと考えられる。
- また、近年著しく外国人人口が増加していながら、指針等を策定していない地方公共団体もある。



(注) 多文化共生に係る指針等の策定については、平成31年4月1日現在の状況

指針等を策定していない地方公共団体の例

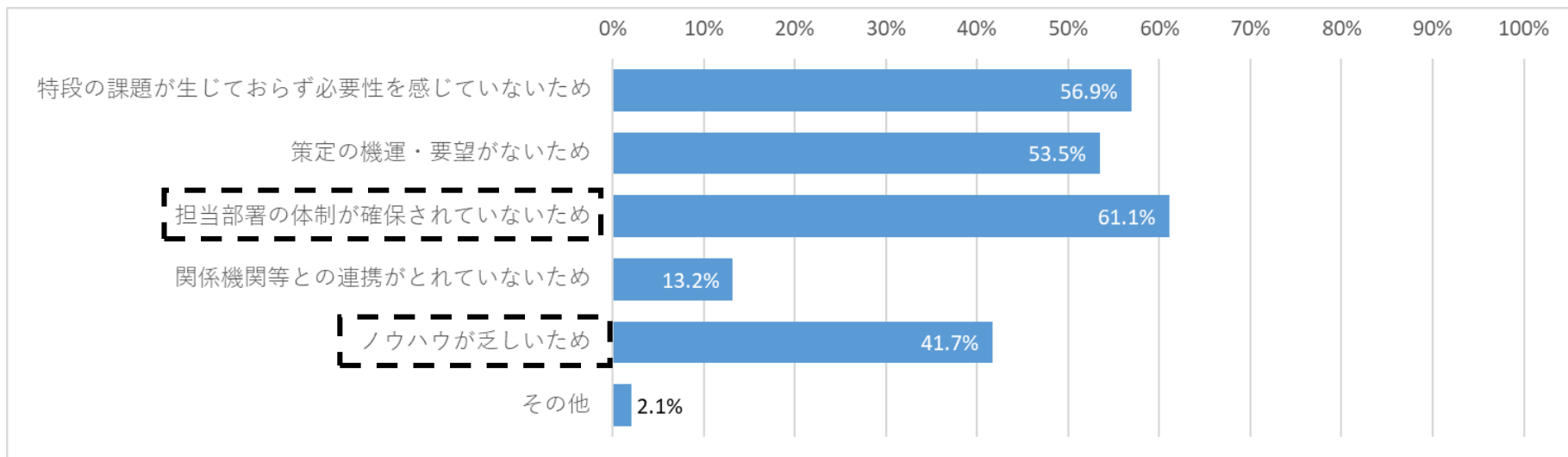
| 市区町村 | H26.1.1 日本人人口 ① | H31.1.1 日本人人口 [①比] | H26.1.1 外国人人口 ② | H31.1.1 外国人人口 [②比] | 国籍別外国人数 (H30.12末時点) (国籍別外国人数 (H25.12末時点)) | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|--------------------------|--|----------------|---------------|--------------|--------------|------|------------|-------------|---------------|
| | | | | | 中国 | 韓国 | ベトナム | フィリピン | ブラジル | ネパール | 台湾 | 米国 | その他 |
| 燕市 (新潟県) | 82,269人 | 79,349人 [△4%] | 371人 | 469人 [+26%] | 149人 (204人) | 29人 (25人) | 135人 (2人) | 59人 (56人) | 20人 (24人) | 4人 | 0人 (1人) | 12人 (8人) | 73人 (56人) |
| 香美町 (兵庫県) | 19,758人 | 17,709人 [△10%] | 105人 | 136人 [+30%] | 24人 (57人) | 8人 (14人) | 45人 (9人) | 28人 (18人) | 0人 (0人) | 0人 | 0人 (0人) | 5人 (5人) | 30人 (3人) |
| 松野町 (愛媛県) | 4,303人 | 3,949人 [△8%] | 19人 | 53人 [+179%] | 13人 (14人) | 0人 (0人) | 11人 (0人) | 3人 (4人) | 0人 (0人) | 0人 | 0人 (0人) | 2人 (1人) | 0人 (0人) |
| 高山村 (群馬県) | 3,913人 | 3,565人 [△9%] | 18人 | 65人 [+261%] | 13人 (3人) | 2人 (2人) | 21人 (2人) | 1人 (1人) | 0人 (0人) | 2人 | 1人 (1人) | 1人 (1人) | 24人 (8人) |
| 川南町 (宮崎県) | 16,815人 | 15,605人 [△7%] | 45人 | 175人 [+289%] | 21人 (28人) | 4人 (3人) | 125人 (0人) | 7人 (5人) | 0人 (0人) | 0人 | 0人 (0人) | 1人 (0人) | 21人 (9人) |
| 苅田町 (福岡県) | 35,509人 | 36,204人 [+2%] | 669人 | 1,448人 [+116%] | 217人 (222人) | 231人 (367人) | 676人 (34人) | 72人 (33人) | 2人 (4人) | 5人 | 2人 (1人) | 0人 (1人) | 293人 (26人) |

(出典) 日本人人口及び外国人人口: 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
国籍別人数: 在留外国人統計)

地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

(計画・指針等の策定を予定していない理由)

| 選択肢 | | 回答(団体数) | | | | | | |
|------|--------------------------|---------|--------|-----|-------|----|----|----|
| | | 全体 | 自治体区分別 | | | | | |
| | | | 都道府県 | 政令市 | その他の市 | 区 | 町 | 村 |
| 回答総数 | 144 | 0 | 0 | 35 | 1 | 76 | 32 | |
| 1 | 特段の課題が生じておらず必要性を感じていないため | 82 | 0 | 0 | 15 | 0 | 45 | 22 |
| 2 | 策定の機運・要望がないため | 77 | 0 | 0 | 18 | 0 | 42 | 17 |
| 3 | 担当部署の体制が確保されていないため | 88 | 0 | 0 | 22 | 1 | 47 | 18 |
| 4 | 関係機関等との連携がとれていないため | 19 | 0 | 0 | 3 | 0 | 11 | 5 |
| 5 | ノウハウが乏しいため | 60 | 0 | 0 | 14 | 0 | 31 | 15 |
| 6 | その他 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |



※令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い572市区町村(計639団体)を対象に実施したアンケート調査の結果